



埼玉県報

第 2 4 4 5 号
平成24年11月27日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県自動車税コールセンター運営等業務に係る入札参加資格に関する告示\(自動車税事務所\)](#)
- [富士見都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [狭山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [熊谷中央土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業安養寺地区\(かんがい排水事業\)の工事完了\(加須農林振興センター\)](#)
- [上用水堰土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業川島北部地区\(かんがい排水事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業川島南部地区\(かんがい排水事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の終了認可\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業者の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [24水整第404号荒川横断送水管路更新\(シールド\)工事に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことのできる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「埼玉県立三郷特別支援学校」を「埼玉県立草加かがやき特別支援学校」に改め、同条第二項の表名称の欄中「埼玉県立三郷特別支援学校草加分校」を「埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校」に改める。

第四条第一項中「埼玉県特殊教育教育課程編成要領」を「埼玉県特別支援教育教育課程編成要領」に改める。

別表埼玉県立三郷特別支援学校の項中

小学校部	六年				学校教 齢児童 者
中学校部	三年				学校教 齢生徒 者
高等学校部	三年	八 九			中学部 これに
草加分	高等部	四 八			中学部 これに 害のあ
校	三年				

育法に規定する学
で知的障害のある
育法に規定する学

小 学 部	六 年	学校教育法に規定する学 齢児童で知的障害のある 者
-------	-----	---------------------------------

知的障害のある	を卒業した者又は 準ずる者	を卒業した者又は 準ずる者で知的障 害のあるもの
---------	------------------	--------------------------------

を	
中 学 部	高 等 部
三年	三年
	八九
学校教育法に規定する学 齢生徒で知的障害のある 者	中学部を卒業した者又は これに準ずる者

に改め、同表埼玉県立深谷はばたき特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立草加が やき特別支援 学校	小 学 部	中 学 部	高 等 部	草加分 校	学校教育法に規定する学 齢児童で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 齢生徒で知的障害のある 者	中学部を卒業した者又は これに準ずる者	中学部を卒業した者又は これに準ずる者で知的障 害のあるもの
	六年	三年	三年	三年			一〇二	四八

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉
県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校・三郷特別支援学校草加分校
・大宮北特別支援学校さいたま西分校入学選考の項試験等の欄中「三郷特別支援
学校草加分校」を「草加がやき特別支援学校草加分校」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Two Action
- 三 代表者の氏名
武笠 翼
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市坂下町四丁目二番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対しスポーツ指導を行い子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共に生きる街づくりセンター・かがし座

三 代表者の氏名

吉田久美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市大場一二八八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉制度が対象者を厳密に区別することによって活動が障害者も支援者も孤立する弊害を解消し、制度が作り出した隙間を埋めるために、従来からの事業を融合することによって、分断されていた障害当事者や支援者が相互の活動への理解を深めると共に、円滑な交流を図ることによって相乗効果を生み出し事業の充実を促進し、もって障害者も健常者も共に生きることが出来る地域社会づくりに貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十五年度及び平成二十六年において県が締結する自動車税コールセンターの運営等業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札参加資格者

自動車税コールセンターの運営等業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）を有するとして資格の認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は一般競争入札参加資格者を自動車税コールセンター運営等業務一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

二 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三の水又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級及びB級の二つの格付に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 従業員数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 経営資本回転率

(3) 従業員一人当たりの売上額

二 営業期間

ホ 障害者雇用状況

ヘ ISO14001、埼玉県エコアップ又はエコアクション21の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 事務所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

ヘ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たない場合にあつては、提出可能な決算に関するもの）

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

リ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

又 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ル 障害者雇用状況報告書の写し（従業員数が五十六人以上で、障害者法定雇用率を達成している事業者のみ必要とする。）

ヲ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

ワ ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

カ 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

コ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇 〇八四三 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目百二十四番地 埼玉県大宮合同庁舎一階 埼玉県自動車税事務所納税担当 電話〇四八 六四一二二二二二

七 資格審査の受付期間

平成二十四年十二月三日から平成二十五年一月十一日までの間に受付を行う。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によりしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

- ロ 代表者又は代理人
- ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）
- ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）
- ホ 資本金
- ヘ 電話番号又はファクシミリ番号
- ト 障害者雇用状況
- チ ISO14001、埼玉県エコアップ又はエコアクション21の認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- イ 二のイ又はロのいずれかに該当する者となったとき。
- ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項の記載をしたとき。
- ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。
- ヘ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

告 示

埼玉県告示第千五百八十号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ平塚店

埼玉県上尾市平塚八百四十八 二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）セキ薬品上尾平塚店

（変更後）ドラッグストアセキ平塚店

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月十六日

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月十五日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十七日から平成二十五年三月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十七日から平成二十五年三月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ平塚店

埼玉県上尾市平塚八百四十八 二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分から午後十一時十五分

八 変更年月日

平成二十四年十一月十六日

二 届出年月日

平成二十四年十一月十五日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十七日から平成二十五年三月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十七日から平成二十五年三月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、熊谷中央土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	並木正一	埼玉県熊谷市玉井千八百二十三番地
理事	玉置良久	同 同 上奈良千百七十番地

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

県営土地改良事業安養寺地区（かんがい排水事業）の工事を平成二十四年三月七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、東松山市上用水堰土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十四年十一月二十二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十四年十一月二十八日から

平成二十四年十二月二十七日まで

二 縦覧場所

東松山市役所

告 示

埼玉県告示第千五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業川島北部地区（かんがい排水事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十四年十一月二十八日から

平成二十四年十二月二十七日まで

二 縦覧場所

東松山市役所

川島町役場

吉見町役場

告 示

埼玉県告示第千五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業川島南部地区（かんがい排水事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十四年十一月二十八日から

平成二十四年十二月二十七日まで

二 縦覧場所

川島町役場

告 示

埼玉県告示第千五百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社

二 事業施行期間

平成二十年七月二十二日から

平成二十四年十一月三十日まで

三 施行地区

埼玉県吉川市大字木売字井堀向道下の一部、大字高富字道免及び字蒲田の各一部、大字高久字原田及び字町田の各一部、大字中曾根字川戸沼及び字八幡の各一部、大字道庭字堤外の一部

四 土地区画整理事業の名称

越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

平成二十年七月二十二日

六 終了の認可の年月日

平成二十四年十一月二十七日

告 示

埼玉県告示第五百九十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十四年十一月二十日付けで、次のとおり処分した。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
産 水口不動	水口将亘	埼玉県八潮市 大字古新田千 七十一番地十 三	平成二十四年十一月 二十九日から十六日間 の業務の全部停止

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 工事概要等

(1) 工事名

24水整第404号荒川横断送水管路更新(シールド)工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市西区大字三条町ほか地内

(3) 工事期間

契約確定の日から平成29年2月28日(火)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

一級河川荒川を横断する既存送水管路を更新するものである。

イ 規模及び構造

工事延長 (L_1); 1,541.9m

管布設延長 (L_2); 1,597.6m

ウ 工事内容

(ア) シールド工

・掘進工法; 泥土圧式シールド工法

・掘進延長 (L_3); 1,512.3m

・セグメント; (材質) 鉄筋コンクリート製

(寸法) 内径 = 3,800mm、外径 = 4,500mm

(イ) 立坑築造工

・工法; 圧入式オープンケーソン工法

・寸法; (発進坑) W10.5m × L 14.6m × H 39.9m

(到達坑) W9.9m × L 12.2m × H 36.2m

(ロ) 配管工

・坑内; ダクタイル鋳鉄管 (US形)

口径 = 2,000mm、布設延長 = 1,499.1m

・立坑内; 水道用鋼管

口径 = 2,000mm、布設延長 = 98.5m

(発進坑 = 49.4m、到達坑 = 49.1m)

(ハ) 電気室築造工

・左岸及び右岸; 各1棟 (鉄骨造、平屋建て)

(ニ) 設備工

・照明設備・換気設備；一式（シールド内）

(6) 見積提案方式による一般競争入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札参加者見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる試行工事である。入札参加者見積書は、郵送により提出するものとする。また、入札金額見積内訳書提出の際には、入札見積明細書も提出するものとする。

イ 本工事では、一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)及び入札参加者見積書等の提出後、入札の責任者、配置予定技術者等のヒアリングを行い、入札参加者見積書の妥当性を確認するものとする。

ウ 見積を求める材料等

シールド機製作費、コンクリートセグメント、可とうセグメント、ダクト
イル鉄管、水道用鋼管等

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成12年7月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成24年4月1日施行）、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成24年1月20日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成24年11月27日（火）から平成25年2月1日（金）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

- (1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区五関387 - 2 埼玉県水道整備事務所送水施設担当 電話048-858-7890 ファクシミリ048-840-1808

イ 受付期間

平成24年11月27日（火）午前9時から平成24年12月14日（金）午後5時まで

- (2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

- (3) 返却

平成25年2月4日（月）までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

- (2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成24年11月28日（水）午前9時から平成24年12月14日（金）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成24年11月28日（水）午前9時から平成24年12月18日（火）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成24年12月27日（木）にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年1月7日（月）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により通知する。

7 入札参加者見積書の提出

入札参加を希望する者は、下記7(2)に示す期間内に入札参加者見積書（入札参加者見積書は、電子データをExcel形式で記録した電子媒体（CD-R）と印刷したものを併せて提出すること。）に入札参加者見積書の根拠を説明できる資料等（他者からの見積書、過去実績等）を添付して郵送により提出すること。なお、提出受付期間の終期までに入札参加者見積書等が到着しない場合は、当該工事に係る入札参加資格は、無効とする。

入札参加者見積書等の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 提出受付期間

平成24年11月28日（水）午前9時から平成25年1月7日（月）午後5時まで

(3) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。なお、電子媒体（CD-R）は、1部とする。）

8 ヒアリングの実施

入札の責任者、配置予定技術者等に対する入札参加者見積書に関するヒアリングは、平成25年1月15日（火）午前9時から平成25年1月18日（金）午後5時まで

の間で発注者が指定する日時に行う。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記 9 (2) に示す期間内に、質問書を電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。

なお、質問書、質問内容（題名、説明要求内容）には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成24年11月28日（水）午前 9 時から

平成24年12月 7 日（金）午後 3 時まで

（郵送の場合は、平成24年12月 6 日（木）必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。）

10 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成24年12月12日（水）に電子入札システム上で掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

11 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成25年 1 月30日（水）午前 9 時から平成25年 2 月 1 日（金）午後 5 時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記11(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成25年2月4日(月)午前9時30分

12 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあっては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成23年4月1日施行)(第7条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

13 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,100点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記13(6))

うただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成23・24年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領(平成23年4月1日施行)第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成9年4月1日から本件入札の公告日までの間に、仕上り内径 2,000mm以上の密閉型機械式シールド工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(5) 配置予定技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定技術者は、上記13(4)の施工実績に規定する工事において、全工期(準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。)にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記13(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者(以下「追加技術者」という。)1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定技術者(追加技術者を含む。以下同じ。)は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所(建

設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。)の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成23年12月16日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 確認申請書及び入札参加者見積書を提出している者であること。

キ 経常建設共同企業体でないこと。

14 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を

行った者を落札者とするか否かを決定する。) また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

15 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく失格基準価格

設定する(失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。)

16 入札保証金

本工事は入札ポンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、下記16(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区五関387-2 埼玉県水道整備事務所総務用地担当 電話048-858-7890 ファクシミリ048-840-1808

イ 依頼書提出期間

平成24年11月28日(水)午前9時から平成25年1月30日(水)午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年2月1日(金)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記16(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成25年2月1日(金)午後5時まで

- (4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記16(4)ア(ウ)にあっては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記16(4)ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記16(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記16(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年2月1日(金)午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記16(3)アの提出先に同16(3)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記16(3)アの提出先に同16(3)イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年3月29日(金)までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がある責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があると

きは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記17(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者であっても、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者であっても、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の

額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を提出しなかった者がした入札

キ 提出された入札参加者見積書の金額と入札時に提出された入札見積明細書の金額に乖離^{かい}があり、開札後ヒアリングを実施した場合において、その乖離^{かい}の理由に妥当性が認められない入札

ク 談合その他不正行為があったと認められる入札

ケ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

コ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

サ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ロ) 押印された印影が明らかでないもの

(ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(ニ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

シ その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

22 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成13年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 提出された入札参加者見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う。

(8) 入札時に提出する入札見積明細書の金額は、特別な理由がない限り、入札参加者見積書の金額と同額とすること。なお、入札見積明細書の金額と入札参加者見積書の金額に乖離^{かい}がある場合は、ヒアリングを行う。

(9) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

23 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

24 Summary

(1) Requested Construction Service:

24 SUISEI #404 Arakawa River Traversal Outflow Pipeline (Shield)

(2) Bidding Submissions Period:

Via Electronic Bidding or Registered Mail: From 9 a.m. January 30, 2013 (Wednesday) until 5 p.m. February 1, 2013 (Friday)

(3) Contact Information:

Head of Large-scale Construction

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku

Saitama City, Saitama Prefecture 330-9301 Japan

Tel. 048-830-2743 Fax 048-830-4915

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月十日

指令川建セ第二四〇〇二六一号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十六日

川建セ第二四 六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字北間ノ田四四五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一〇三六番地

特定非営利活動法人 大地の郷 理事 福田 正克

告 示

埼玉県教委告示第四十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年十二月四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
特別養護老人ホーム	社会福祉法人 ゆずの木 特別養護老人ホーム そら〜れ新座	埼玉県新座市野火止一丁目 十九番十五号